

## 第4章 住民参画の推進（みんなで育てる条例）

住民参画の実施状況や運用状況を調整する委員会の設置などを定めています。

（住民参画推進委員会の設置）

- 第18条 この条例に定める住民参画の適切な運用及び住民参画を推進する上で必要な事項を審議するために那珂川市住民参画推進委員会（以下、「推進委員会」といいます。）を設置します。
- 2 推進委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議し、住民参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができます。
- (1) 第6条第5項の規定による報告に関する事項
  - (2) 住民参画の実施状況の評価に関する事項
  - (3) この条例の運用状況に関する事項
  - (4) 住民参画の方法の研究及び改善に関する事項
  - (5) この条例の見直しに関する事項
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、住民参画に関する基本的事項
- 3 推進委員会は、次の各号に掲げる人のうちから市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織します。
- (1) 公募による住民
  - (2) 学識経験者
  - (3) 前2号に掲げる人のほか、市長が認める人
- 4 前項第1号に掲げる委員の数は、委員総数の3分の1以上となるように努めます。
- 5 委員総数に対する男性及び女性比率は、そのいずれもが委員総数の10分の3以上になるように努めます。
- 6 推進委員会の委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 7 推進委員会の委員は、再任させることができます。
- 8 前各号に掲げるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。

## 条文の解説

## 第18条 住民参画推進委員会の設置

那珂川市住民参画推進委員会（以下、「推進委員会」といいます。）の設置並びに推進委員会の組織及び運営についての基本的な事項について定めています。

- 第1項 推進委員会の役割は、住民参画の適切な運用がされているか、住民参画を推進する上で検討が必要な事項がないかを審議していただくものです。また、この条例の実効性を高めるため、地方自治法の規定による執行機関の附属機関として位置づけています。
- 第2項 推進委員会で調査審議を行っていただく事項について、以下の6項目を規定しています。また、市長の諮問（施策の決定のために意見を尋ね求める。）に応じて調査・審議を行うことを定めています。
- 第1号 条例に規定する住民参画の対象施策でありながら、緊急を要するものとして住民参画を実施しなかった事項に関する事。
  - 第2号 住民参画が適切な時期に行われたか、その方法は適切だったか否かなどの評価を行うこと。
  - 第3号 この条例が適正に運用されているか否かの審議をすること。
  - 第4号 住民参画の方法の研究や改善に関する事。
  - 第5号 この条例の見直しが必要かどうか調査研究すること。
  - 第6号 住民参画に関する基本的な事項の調査・研究・審議すること。
- 第3項 推進委員会の委員は、公募による住民や学識経験者など10人以内で組織されています。
- 第6項 推進委員会の任期は2年となっています。